

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年1月10日（火）午前9時12分頃、周南市大字下上の土井交差点において、信号待ちをしていた福祉医療部高齢者支援課職員の運転する公用車が進行方向に発車した際に、前方の相手方車両後部に接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 山口市小郡下郷945-2

氏名 山口トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長 齋藤 宗房

(3) 損害賠償の額

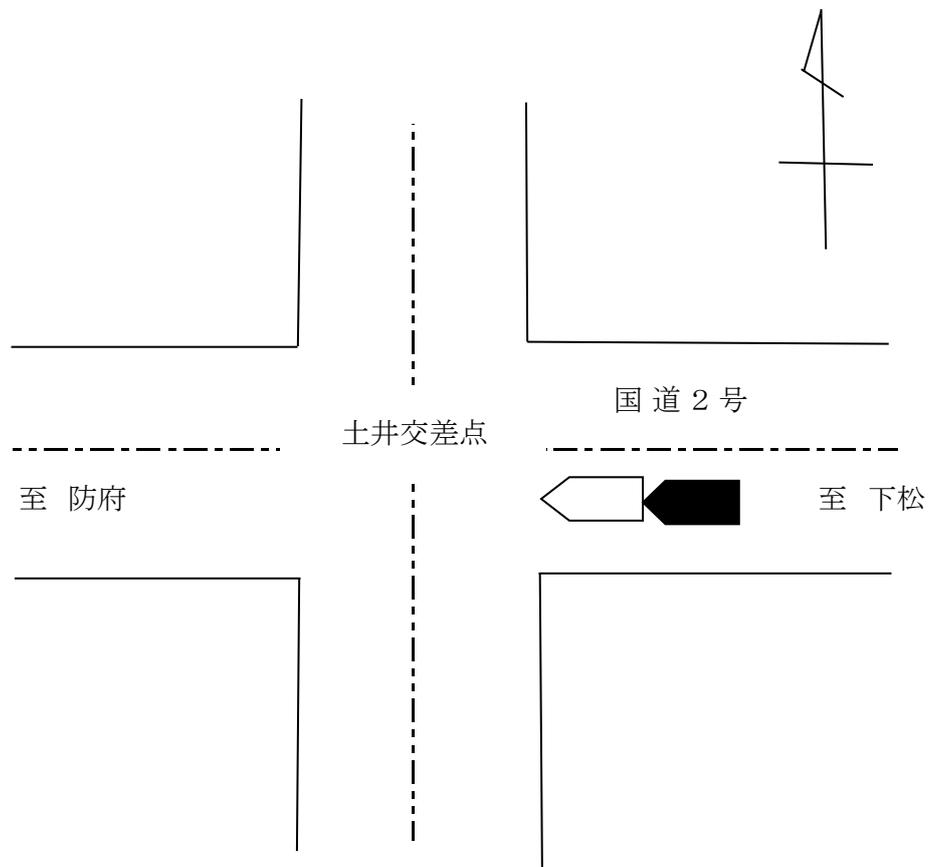
¥101,488-

2 専決処分の年月日

平成29年2月9日

(参考)

事故状況図



-  相手方車両
-  公用車